

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	40	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	28-3( 1 )	許認可等の内容	組合の定款の変更の認可
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律					
(定款)					
第二十八条 組合の定款には、少くとも次に掲げる事項(非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。)を記載しなければならない。					
中略					
2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与えられる出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。					
3 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。					
4 前項の認可については、第二十四条第二項の規定を準用する。					
(設立の認可)					
第二十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。					
2 厚生労働大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。					
一 第五条各号の要件を備えていること。					
二 第二十二條第二項に規定する設立要件を備えていること。					
三 設立の手續及び定款の内容が法令に違反していないこと。					
四 出資組合にあつては、事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。					

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	40	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	28-3( 2)	許認可等の内容	組合の定款の変更の認可
<p>(原則)</p> <p>第五条 組合は、次の要件を備えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 営利を目的としないこと。</li><li>二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。</li><li>三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。</li></ul> <p>(発起人)</p> <p>第二十二条 組合を設立するには、その組合員になろうとする二十人以上の者が、発起人になることを要する。</p> <p>2 組合は、その組合員の総数その地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上でなければ設立することができない。</p>					